

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合障害者活躍推進計画

本組合では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、「多野藤岡広域市町村圏振興整備組合障害者活躍推進計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」を策定し、障害に関する理解促進や、障害者の有無に関わらず、安心して安定的に働くことができる環境の整備に取り組んできました。

当該計画期間が、令和 7 年 3 月 31 日をもって満了することから、引き続き、障害者の活躍推進に向けた取組みを実施していくため、新たな計画を策定します。

令和 7 年 3 月

任命権者

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合理事長

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防長

1 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 対象職員

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合事務局（以下「事務局」という。）職員

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部（以下「消防本部」という。）職員

3 障害者雇用に関する現状と課題

（1）現状

ア 事務局においては、職員総数が 10 人程度の小規模な機関であり、法定雇用率から障害者の雇用義務はないことから、これまで障害者に限定した職員の募集・採用は行っていない。今後、退職等に伴う職員の人事配置については、事務局独自の職員採用は実施せず、本組合の構成市町村から派遣される職員を充てる予定である。

イ 消防本部においては、職員総数が約 150 人だが、消防吏員は職務の特殊性から障害者に限定した職員の募集・採用は行っていない。

（2）課題

過去に障害者が在籍したことはなく、また、障害者に限定した募集・採用を行っていないため、組織的な体制整備は特段行っていない。

今後、職員が中途障害者（在籍中に疾病・事故等により障害者になった者）となった場合、その職員が、勤務を継続し活躍できる体制整備や取組が必要である。

4 目標

（1）採用に関する目標

事務局においては職員採用の予定はない。また、消防本部においても、障害者雇用促進法に規定する除外職員であり、今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは困難

と考えることから、職員に対し、障害者雇用の推進に関する理解を促進する。

(2) 定着に関する目標

障害者が在籍することとなった場合は、不本意な離職者を生じさせない。

5 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として、事務局総務課長及び消防本部総務課長を選任する。

イ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者が在籍することとなった場合には、事務局総務課及び消防本部総務課に相談窓口を設置し、職員に周知する。

ウ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定及び創出

職員が中途障害者となり、従来の業務遂行が困難となった旨の相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。当該職員が派遣職員である場合は、派遣元との協議を密に行う。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望も踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

イ 職員が中途障害者となった場合、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。